ACSES ニュースレター_２１４７号（2021 年 7 月 28 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（20 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇レアメタル扱う工場で爆発か、３人重軽傷　尼崎／化学工場で爆発　従業員３人負傷　尼崎<新聞報道>
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:扇風機(充電式)で火災等<消費者庁>
・令和３年６月の熱中症による救急搬送状況<総務省消防庁>／「救急搬送困難事案」が大幅増 コロナ疑いは 1.6 倍<Web 報道>／熱中症の疑いで搬送 1 週間で 8100 人余に 総務省消防庁<放送報道>
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・在宅酸素療法における火気の取扱いについて<厚生労働省>
・消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（政令第214号）<官報>
・経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令（経済産業省令第62号）<官報>
・安全衛生職員が使用する携帯型アスベストアナライザーの購入及び配布<厚生労働省>
・オブジェ火災の被告側控訴　元大学生2人、有罪不服<Web報道>
□大災害、原発事故対策
[原爆被爆者救済]
・黒い雨訴訟 原告 84 人全員に被爆者手帳交付方針 国が上告断念<新聞報道>
・「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関しての内閣総理大臣談話の決定について<厚生労働省>
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
◇マスコミ報道　見出し
[3] 肥料
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 1221 号）<官報>
[4] 食品安全衛生関係
◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件(厚生労働省告示第 282 号)<官報>
◇「バランスの取れた食生活」に関する日仏共同文書を提出！<農林水産省>
[5] 温暖化対策関係
◇「カーボンリサイクル技術ロードマップ」を改訂しました<経済産業省>
◇温室ガス 46%減へ計画案　施策なく「実現の確度低い」<新聞報道>
[6] 調査、公募、意見募集等
[公募、意見募集等]　２件
[7] その他省庁発表　４件
[8] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
[開催案内]　13 件　[開催記録、報告、資料等]　５件
[9] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：１件　◇新化学物質、化学物質新利用技術等：１件　◇その他：１件

縷紅草（ルコウソウ）

[付録]
◇消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（政令第214号）〈官報〉
◇経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 62 号）〈官報〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇レアメタル扱う工場で爆発か、３人重軽傷　尼崎

＜神戸新聞　2021年7月26日＞https://www.kobe-np.co.jp/news/jiken/202107/0014534746.shtml

２６日午前９時２０分ごろ、兵庫県尼崎市南初島町の化学工場で爆発があったと女性従業員から１１９番があった。同市消防局などによると、同工場で３０～５０代の男性従業員３人が負傷し、うち１人がやけどで重傷のもよう。いずれも意識はあるという。

同市消防局などによると、レアメタルの溶解作業中に爆発が起きた可能性があるという。この事故で、県警尼崎南署は周辺道路を一時通行止めにした。

・化学工場で爆発　従業員３人負傷　尼崎

＜朝日新聞　2021年7月26日＞

26日午前9時45分ごろ、兵庫県尼崎市南初島町の化学製品を扱う工場で、「薬品の混合作業中に爆発が起きた」と従業員から119番通報があった。市消防局によると、従業員の男性３人が顔にやけどを負って救急搬送されたが、いずれも命に別条はないという。

市消防局によると、塩酸でレアメタルを溶解作業中に爆発火災が起きたとみられる。３人のうち、40代は重傷、30代と50代の２人は軽傷という。現場は阪神尼崎駅から南へ約１・５㌔の工場などが集まる臨海地域。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:扇風機(充電式)で火災等

＜消費者庁　2021 年 7 月 27 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/025062/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_210727_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：１件
（うち石油給湯機付ふろがま１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：１件
（うち扇風機（充電式）１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：８件
（うちバッテリー（リチウムイオン、スマートフォン用）１件、エアコン（室外機）２件、
携帯型電気冷温庫１件、プリンター１件、電気ストーブ（カーボンヒーター）１件、洗浄剤１件、
収納家具（吊り戸棚）１件）

・令和３年６月の熱中症による救急搬送状況

＜総務省消防庁　2021 年 7 月 27 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/e3f88e7ca2936647ce1bd347dab8d26a88d78b84.pdf

熱中症による救急搬送人員について、令和３年６月の確定値を取りまとめましたので、その概要を公表します。

概要

○ 令和３年６月の全国における熱中症による救急搬送人員は 4,945 人でした。
これは、昨年６月の救急搬送人員 6,336 人と比べると 1,391 人少なくなっています。

○ 全国の熱中症による救急搬送状況の年齢区分別、初診時における傷病程度別等の内訳は次のとおりです。
□ 救急搬送人員の年齢区分別では、高齢者が最も多く、次いで成人、少年、乳幼児の順となっています。
□ 搬送された医療機関での初診時における傷病程度別にみると、軽症が最も多く、次いで中等症、重症の順となっています。
□ 発生場所別の救急搬送人員をみると、住居が最も多く、次いで道路、公衆（屋外）、仕事場①の順となっています。
□ 都道府県別人口10万人当たりの救急搬送人員は、佐賀県が最も多く、次いで熊本県、大分県、沖縄県、長崎県の順となっています。
○ 熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です。また、「新しい生活様式」における熱中症予防行動として、こまめな換気や適宜マスクをはずすことなどを心がけてください。
○ 消防庁では、熱中症予防啓発のコンテンツとして、「予防啓発動画」「予防啓発ポスター」「予防啓発イラスト」「予防広報メッセージ」「熱中症対策リーフレット」「予防啓発取組事例集」を消防庁ホームページ熱中症情報サイトに掲載しています。
　全国の消防機関をはじめ、熱中症予防を啓発する関係機関にも御活用いただけるよう、以下の消防庁ホームページに掲載していますので、是非御活用ください。
（https://www.fdma.go.jp/disaster/heatstroke/post3.html#heatstroke04）

・**「救急搬送困難事案」が大幅増 コロナ疑いは1.6倍**
＜共同通信　2021年7月27日＞　https://nordot.app/792719111059390464?c=39546741839462401
　総務省消防庁は27日、患者の搬送先がすぐに決まらない「救急搬送困難事案」が、19～25日の1週間に全国52の消防で2202件あったと発表した。前週より43％多く、3週連続の増加。このうち37度以上の発熱や呼吸困難などの症状があり、新型コロナウイルス感染が疑われる事案は698件で、前週の1.6倍と大幅に増えた。
　東京、大阪、横浜、札幌などの地域が目立って増加しており、新型コロナの感染再拡大による病床逼迫などの影響とみられる。1週間の件数が2千件を超えるのは今年5月3～9日以来。
　地域別では、東京消防庁が1121件と最多で、前週から34％増だった。

・**熱中症の疑いで搬送 1週間で8100人余に 総務省消防庁**
＜NHK　2021年7月28日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210728/k10013164171000.html
各地で猛暑日が相次いだ7月25日までの1週間、熱中症の疑いで病院に運ばれた人は、その前の週の2倍近くにあたる8100人余りに上ったことが、総務省消防庁のまとめで分かりました。
続きを読む
総務省消防庁によりますと、7月19日から7月25日までの1週間に熱中症の疑いで病院に運ばれた人は、全国で合わせて8122人に上りました。
その前の週の4510人と比べると1.8倍となっています。
搬送された人のうち、死亡した人は23人で、症状別の程度をみますと、
▽入院が必要な「重症」や「中等症」が合わせて3060人
▽「軽症」が4900人でした。
年齢別では、
▽65歳以上の高齢者が4640人と、全体の半分以上を占めたほか、
▽18歳以上65歳未満が2627人
▽7歳以上18歳未満が781人
▽0歳から7歳未満が74人でした。
都道府県別では、
▽東京都が705人と最も多く、
このほか、

▽北海道が 546 人
▽埼玉県が 537 人
▽大阪府が 504 人
▽愛知県が 428 人などとなっています。
また、場所別にみますと、
▽「住居」が 3437 人と最も多く、
▽歩道などを含む「道路」が 1496 人
▽工場や畑などの「仕事場」が 887 人などとなっています。
梅雨明け後は、各地で急激に気温が上がり、熱中症の搬送者が急増する時期です。
総務省消防庁は、熱中症は対策を取ることで予防できるとして、
▽適切な冷房使用をはじめ、
▽こまめな換気や水分補給のほか、
▽作業を行うときは適度に休憩するなどの対応を呼びかけています。

広範囲で猛暑予想 対策のポイント

気象庁の、この先 2 週間の予報では、来週も北日本から西日本の各地で 35 度以上の猛暑日が予想されています。
▽東日本や西日本は、8 月 2 日ごろから広い範囲で、平年より気温がかなり高くなり、猛烈な暑さが続くおそれがあるほか、
▽北日本でも、平年と比べて気温がかなり高い日が続くと予想されています。
熱中症の危険性が高い状態が続きますが、これまでのデータでは、室内で運ばれる人が多くなっており、室内にいても対策を心がけてください。
対策のポイントをまとめました。

室内でも熱中症に注意！

総務省消防庁によりますと、熱中症の発生場所で最も多いのは「住居」で、今シーズンの最新のデータでも、3 分の 1 を占めています。
「暑くなってから」ではなく、事前にエアコンを使って、部屋を涼しく保ってください。
▽室温が 28 度
▽湿度が 70％は、
エアコンを ON にする目安です。
熱中症対策に詳しい帝京大学医学部附属病院高度救急救命センターの三宅康史センター長は「エアコンを使う時には『設定温度』ではなく、実際の『室温』が重要です。部屋に温度計を置き、室温や湿度を気にしておくことが大切です。複数の人がいる場合、いちばん「暑がりの人」に合わせて温度を決めましょう。寒いと感じる人は、靴下をはき、上着を羽織るなどして対策してください」と話しています。

高齢者と子どもは要注意

また、搬送者のうち約半数を占めるのが「65 歳以上の高齢者」で、ことしも、その傾向は変わっていません。
高齢になると暑さを感じにくくなり、基礎代謝も落ちるため、若い人より寒がりになります。
▽体感に頼ると「まだ暑くない」と、対策が遅れます。
▽基準を設け、家族や周囲の人が電話など、直接声をかけてエアコンの使用を確認してください。
また、
▽水分補給は、食事の時だけでなく時間を決めて行うことも大切です。
そして、子どもも注意が必要です。
7 月 22 日には、千葉県八千代市で 1 歳の女の子が熱中症の疑いで搬送されたあと死亡しました。
▽子どもは、体温調節の機能がまだ発達しておらず、体に熱がこもりやすくなっています。
また、
▽身長が低く、地面の照り返しの影響なども受けやすい特徴があります。
▽体の異変をうまく伝えられないため、大人が体調の変化に気を配り、水分の補給などを心がける必要があります。

覚えておきたい応急処置
▽異変を感じたら、ためらわずに救急車を呼ぶことも重要です。
▽暑いところにいた人が体調不良になったら、熱中症を疑いましょう。
▽意識がなければ、すぐに 119 番。
▽待っている間は、涼しい場所に移動して服を緩めて体を冷やしてください。
▽意識がある場合も、涼しい場所に移動して体を冷やし、自分で水が飲めるようなら、冷水やスポーツドリンクなど、水分や塩分を与えてください。
▽自分で水を飲めない場合や、水を飲んでも症状が改善しない場合は、状況を知っている人が病院に付き添ってあげてください。

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・**在宅酸素療法における火気の取扱いについて**
（平成 22 年１月 15 日（令和３年７月 26 日「３．重篤な健康被害事例について」更新））
＜厚生労働省　2021 年７月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=l2zLBjb0_LYkRPYFY
＊この対策について、わかりやすくまとめた啓発リーフレットを作成いたしました。
「在宅酸素療法時は、たばこ等の火気の取扱いにご注意下さい。」
https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11125000-Iyakushokuhinkyoku-Anzentaisakuka/2r98520000003m2n.pdf

１．概要

酸素は、燃焼を助ける性質が強いガスです。このため、在宅酸素療法に使用する酸素濃縮装置、液化酸素及び酸素ボンベ（以下「酸素濃縮装置等」という。）については、その添付文書や取扱説明書等において、火気を近づけてはならない旨が記載されている他、酸素吸入時の火気の取扱いについて、一般社団法人日本産業・医療ガス協会がパンフレットや動画を作成・配布するなど、様々な注意喚起が実施されております。

しかしながら、酸素濃縮装置等を使用中の患者が、喫煙等が原因と考えられる火災により死亡するなどの事故が繰り返し発生しているため、改めて注意喚起を実施するものです。

なお、酸素濃縮装置等は適切に使用すれば安全な装置ですので、治療を受けている患者等へのご理解を宜しくお願いいたします。

２．在宅酸素療法を受けている患者やその家族等にご注意いただきたい事項

在宅酸素療法を受けている患者やその家族等は、酸素吸入時の火気の取り扱い等について、以下の点を十分に理解して、酸素濃縮装置等をご使用下さい。

１）高濃度の酸素を吸入中に、たばこ等の火気を近づけるとチューブや衣服等に引火し、重度の火傷や住宅の火災の原因となります。

２）酸素濃縮装置等の使用中は、装置の周囲２m以内には、火気を置かないで下さい。
特に酸素吸入中には、たばこを絶対に吸わないで下さい。

３）火気の取扱いに注意し、取扱説明書どおりに正しく使用すれば、酸素が原因でチューブや衣服等が燃えたり、火災になることはありませんので、過度に恐れることなく、医師の指示どおりに酸素を吸入して下さい。

３．重篤な健康被害事例について（日本産業・医療ガス協会 医療ガス部門まとめ（令和３年５月末時点））

火災事故原因別の分類

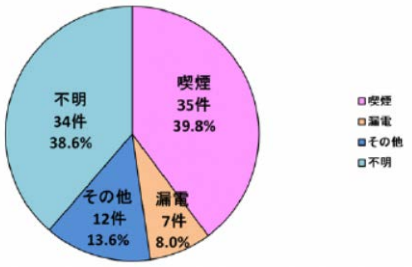

（全 88 件の火災事故の原因別分類）

＊「その他」の中には、ストーブ、線香、台所、ろうそく等が含まれます。

＊「不明」の中には、出火場所が不明の事例も一部含まれます。

＊ 酸素供給装置が直接の火災原因となったことはありません。

No	発生年月日	場所	年齢(性別)	被害状況	原因(推定含)	厚労省 HP 掲載年月
1～82	平成 15 年～令和 2 年 3 月			死亡 77 件、重症 5 件	喫煙、漏電、ストーブ他	
83	令和 2 年 7 月	千葉県	50 代（男）	死亡	（不明：煙草か）	令和 3 年 1 月
84	令和 2 年 7 月	兵庫県	80 代（女）	重症（火傷）	こたつからの出火	令和 3 年 1 月
85	令和 2 年 12 月	広島県	40 代（女）	死亡	（不明）	令和 3 年 7 月
86	令和 3 年 2 月	沖縄県	70 代（男）	死亡	（不明）	令和 3 年 7 月
87	令和 3 年 2 月	鹿児島県	80 代（男）	死亡	喫煙	令和 3 年 7 月
88	令和 3 年 4 月	兵庫県	80 代（男）	死亡	電気ストーブから出火	令和 3 年 7 月

４．その他

本対策に関連して、在宅酸素療法を受けている患者やその家族等に対して、適切な注意喚起が継続的に実施されるよう、各都道府県衛生主管部（局）長等に対し、医療機関への周知及び指導を依頼しております。

また、日本産業・医療ガス協会会長に対して、医師が在宅酸素療法を実施する患者やその家族等に対して本注意喚起を行うために必要な資材を提供するとともに、患者の居宅等を訪問する際に、販売店等からも注意を呼びかけるよう通知しております。（参考資料（１））

・消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（政令第 214 号）

［官報］ 令和 3 年 7 月 27 日 本紙 第 541 号 2～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210727/20210727h00541/20210727h005410002f.html

あらまし

・消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（政令第二一四号）（経済産業省）

１ 石油給湯機及び石油ふろがまを除く特定保守製品について、特定保守製品の指定から外すこととした。（別表第三関係）

２ 別表第三から除外される製品（以下「除外対象製品」という。）のうち、一部の製品及び当該製品の製造又は輸入をその事業として行った者については、それぞれ特定保守製品及び特定製造事業者等とみなすこととした。（附則第二条関係）

３ 特定製造事業者等であった者は、附則第二条の対象となる製品等を除いた除外対象製品の所有者に対して、当該製品が特定保守製品から除外されたことについて周知することとした。（附則第三条関係）

４ この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第四条関係）

５ この政令は、令和三年八月一日から施行することとした。 ----> *末尾［付録］*

・経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 62 号）

［官報］ 令和 3 年 7 月 27 日 本紙 第 541 号 3～53 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210727/20210727h00541/20210727h005410003f.html

----> *末尾［付録］*

・安全衛生職員が使用する携帯型アスベストアナライザーの購入及び配布

＜厚生労働省 2021 年 7 月 26 日＞ https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=vUbhLBzk1pwObsEvY

・オブジェ火災の被告側控訴 元大学生 2 人、有罪不服

＜共同通信　2021 年 7 月 26 日＞　https://nordot.app/792397064353660928?c=39546741839462401

東京・明治神宮外苑のイベント会場で 2016 年、木製オブジェが燃え、中で遊んでいた幼稚園の男児＝当時（5）＝が死亡した火災で、重過失致死傷罪に問われた建設業の男（23）と大学院生の男（24）の弁護人は 26 日、東京地裁の有罪判決を不服として、それぞれ控訴した。

2 人は当時未成年で、オブジェを展示した日本工業大（埼玉県）の学生だった。いずれも「火事になるとは夢にも思わなかった」と無罪を主張したが、東京地裁（下津健司裁判長）は今月 13 日、2 人は火災を予見できたと認定し、いずれも禁錮 10 月、執行猶予 3 年の判決を言い渡した。

□大災害、原発事故対策

[原爆被爆者救済]

・黒い雨訴訟 原告 84 人全員に被爆者手帳交付方針 国が上告断念

＜毎日新聞　2021 年 7 月 26 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210726/k00/00m/040/297000c

菅義偉首相は 26 日、広島への原爆投下後に降った「黒い雨」を巡る訴訟で、国の援護対象区域外にいた原告 84 人全員を被爆者と認めた広島高裁判決を受け入れ、最高裁に上告しない方針を表明した。そのうえで原告全員に被爆者健康手帳を交付する考えを示した。首相官邸で、広島県の湯崎英彦知事と広島市の松井一実市長と面会し、この方針を伝えた。

首相は湯崎氏らとの面会に先立ち、田村憲久厚生労働相、上川陽子法相と官邸で判決への対応を協議。その後、記者団に「熟慮した結果、84 名の原告の皆さんについては、被爆者援護法の理念に立ち返るなかで救済すべきだと考えた」と述べた。「同じような事情の方についても救済について早急に検討したい」とし、今回の原告以外にも救済対象を広げる考えも示した。

一方で判決について「政府として受け入れがたいこともある」と指摘。「談話の形で（政府の考えを）整理していきたい」と述べ、田村、上川両氏に対応を指示したと説明した。これを受け、政府は 27 日にも首相談話を出す方針だ。

湯崎氏は首相と面会した後、政府の上告断念の判断について「被爆者の長年のつらさ、苦しさ、不安に思いを寄せていただいた」と記者団に語った。松井氏も「菅首相の英断に深く感謝申し上げる」と述べた。

訴訟では手帳交付を審査する県・市が被告で、法令を定める国も被告側として参加した。高裁は 14 日の判決で、全員に手帳交付を命じた 1 審・広島地裁判決を支持し、国側の控訴を棄却。県・市は国に政治決断による上告断念を求め、28 日が上告期限だった。

黒い雨を巡っては、国が 1976 年、大雨が降ったとされる楕円（だえん）状の範囲（南北約 19 キロ、東西約 11 キロ）を援護区域に指定。原爆投下時に区域内にいて、一定の病気を発症すれば健康手帳が交付される。84 人は区域外にいたため発症後も手帳をもらえなかった。

高裁判決は、黒い雨には放射性物質が含まれていた可能性があり、雨に汚染された水を飲むなどしたことによる「内部被ばく」の可能性を指摘。病気を発症していなくても、雨に遭ったと証明できれば被爆者と認定すべきだと判断し、発症を要件とした 1 審よりも救済対象を広げた。

国側は科学的根拠がないなどと反論したが、判決は被爆者の不安に応えるという被爆者援護法の趣旨を踏まえて国側の主張を退けた。

・「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の判決に関しての内閣総理大臣談話の決定について

＜厚生労働省　2021 年 7 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20125.html

https://www.mhlw.go.jp/content/10901000/000811490.pdf

・黒い雨、国はなぜ扉閉ざした　救済の流れふさいだ報告書

＜朝日新聞　2021 年 7 月 27 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASP7V730HP7VPLZU00N.html?iref=comto

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

＜厚生労働省　2021 年 7 月 26 日＞

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021年7月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20132.html
・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 7 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=5xy7dka-jMZUNIR1Y
・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港・海港検疫）
＜厚生労働省　2021 年 7 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=yTKVWGiQouh6GqtbY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和３年７月 27 日版）
＜厚生労働省　2021 年 7 月 27 日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20114.html
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2021 年 7 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=R7wZgWYH7_c9kRjVY

◇マスコミ報道　見出し

・東京の感染拡大、歯止めかからず 第３波のピーク時上回る
＜毎日新聞　2021 年 7 月 28 日＞　https://mainichi.jp/articles/20210727/k00/00m/040/395000c
・爆発的に増える感染者　首都圏の「第５波」に募る危機感
＜朝日新聞　2021 年 7 月 27 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP7W71MLP7WULBJ00Z.html?iref=comtop_7_03
・新型コロナ 中等症でも急速に悪化 重症に転じるケース相次ぐ
＜NHK　2021 年 7 月 26 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210726/k10013161571000.html?utm_int=all_side_ranking-social_002

[対策・予防]

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2021 年を更新しました
＜厚生労働省　2021 年 7 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=T7QRiW4P5_81mR_dY
・新型コロナウイルス感染症の病床・宿泊療養施設確保計画について更新しました
＜厚生労働省　2021年7月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00056.html

・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）：Gathering Medical Information System on COVID-19 NEW
＜厚生労働省　2021年7月27日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html

・「療養状況等及び入院患者受入病床数等に関する調査について」を更新しました
＜厚生労働省　2021年7月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00023.html

・病床・宿泊療養施設確保計画
＜厚生労働省　2021年7月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00057.html

・新型コロナウイルスに関する受診・相談センター／診療・検査医療機関等の情報を更新しました
＜厚生労働省　2021年7月27日＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-jyushinsoudancenter.html
---

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・「１．現在の使用可能な治療薬の情報について」を更新しました。
＜厚生労働省　2021 年 7 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=R7wZgWYH7_c9kRbVY

・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2021 年 7 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=S7AX2uoSIGr4mCzZY

・新型コロナワクチンの供給の見通し
＜厚生労働省　2021 年 7 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=iXLVGCjQ4qg6Wu8bY

・職域接種に関するお知らせ
＜厚生労働省　2021 年 7 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=D_RTnq5WZC683GqdY

・新型コロナワクチン接種後に死亡 751 事例でわかること
＜日刊ゲンダイ ヘルスケア　2021 年 7 月 26 日＞　https://hc.nikkan-gendai.com/articles/276541
・在庫は 4 千万回分？　自治体は「2 回目分が大半」と反論
＜朝日新聞　2021 年 7 月 27 日＞
https://www.asahi.com/articles/ASP7T73BFP7RPTIL011.html?iref=comtop_7_01
・ワクチン証明、受け付け開始　渡航時、各自治体で
＜時事ドットコム　2021 年 7 月 26 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021072600262&g=soc

・ワクチン廃棄の企業名公表　職場接種で厚労省
＜共同通信　2021 年 7 月 26 日＞　https://www.47news.jp/6575228.html
　厚生労働省は 26 日までに、新型コロナウイルスワクチンの職場接種を行う企業などが一定の条件下でワクチンを廃棄した場合、企業名や原因、再発防止策などを公表すると明らかにした。企業名も含めて事例を紹介することで、他企業の参考にしてもらい、廃棄量の削減につなげたいとしている。来週にも同省ホームページで開始する。
　厚労省によると、公表の対象となるのは、保管用冷凍庫のトラブルや直前のキャンセル、有効期限切れなどでワクチンが接種できず、未使用のバイアル（瓶）単位で廃棄した場合。職場接種で使用する米モデルナのワクチンは、1 バイアルが 10 回分となっている。

・“接種後 7 カ月で抗体レベル減少も”独ビオンテック
＜テレ朝 news　2021 年 7 月 27 日＞
https://news.tv-asahi.co.jp/news_international/articles/000223764.html

・米、毎週検査で職員接種促す　NY 市と加州、感染増受け
＜共同通信　2021 年 7 月 27 日＞　https://nordot.app/792530193806819328?c=39546741839462401

◇<u>大学等関係</u>
・校内での子の感染、「教員らから」増加　小児科学会　新型コロナ
＜朝日新聞　2021 年 7 月 27 日＞　https://www.asahi.com/articles/DA3S14988454.html
　新型コロナウイルスへの子どもの感染に関する全国規模の調査結果を、日本小児科学会の委員会がまとめた。全国の小中高校などは昨年３月から、政府の要請を受けて一斉に休校したが、休校中も本格的な再開後も、子どもの主な感染経路は両親など家庭内だった。再開後は生徒ではなく、教員らからの感染が増えていた。

◇<u>マスコミ報道　見出し</u>
・ワクチン接種後もマスク着用を　感染増加で指針見直し―米ＣＤＣ

＜時事ドットコム　2021 年 7 月 28 日＞
https://www.jiji.com/jc/article?k=2021072800222&g=int
****
[3] *肥料*
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 1221 号）
　　［官報］　令和 3 年 7 月 26 日　本紙　第 540 号　7 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210726/20210726h00540/20210726h005400007f.html
肥料の新規登録 25 件が公示された。
****
[4] *食品安全衛生関係*
◇組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件(厚生労働省告示第 282 号)
　　［官報］　令和 3 年 7 月 26 日　本紙　第 540 号　7 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20210726/20210726h00540/20210726h005400007f.html
安全性審査の手続を経た物の品種又は品目：ペクチナーゼ

◇「バランスの取れた食生活」に関する日仏共同文書を提出！
＜農林水産省　2021 年 7 月 26 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/y_kokusai/kikou/210726.html
1.背景
(1) 国連食料システムサミットのプレサミットにおいては、食料システムの持続可能性に向けた様々な解決策が提案されています。この議論の中で、日仏両国は、食料システムの持続可能性向上の達成に向けて、食生活に目を向ける必要があるとの立場を共有してきました。
(2) 特に、バランスの取れた食生活の重要性、また各国や地域の食文化への関心を高めることが重要である点については、ユネスコ無形文化遺産に登録された食文化を持つ日仏両国共通の視点です。
(3) 国連食料システムサミットのプレサミットの機会に、両国から、この視点を幅広く世界に向けて呼びかけようと、両国大臣が共同文書に合意しました。
2.共同文書のポイント
(4) 合意された共同文書のポイントは以下のとおりです。
食料システムの持続可能性のためには、持続可能な方法で生産され、安全で栄養価の高い多種多様な食品を元としたバランスの取れた食生活を推進することが重要であること
バランスの取れた食生活の推進は、伝統的な各地域の知識や、エビデンスと科学に基づくべきであり、各地域の食文化に最大限の注意を払うべきであること
日仏それぞれの食生活ガイドラインや食育の経験を共有することで、世界の食料システムの持続可能性に貢献可能であること
(5) 本共同文書は、国連食料システムサミットの、アグネス・カリバタ国連事務総長特使にフランス政府から提出され、国連食料システムサミットのプレサミット等の場で、両大臣から世界に向けて発信される予定です。
****
[5] *温暖化対策関係*
◇「カーボンリサイクル技術ロードマップ」を改訂しました
＜経済産業省　2021 年 7 月 26 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210726007/20210726007.html?from=mj
カーボンリサイクルとは、CO2 を資源として捉え、これを分離・回収し、コンクリート、化学品、燃料など多様な製品として再利用するとともに、大気中への CO2 排出を抑制する技術です。
「カーボンリサイクル技術ロードマップ」は、カーボンリサイクル技術について、目標、技術課題、タイムフレーム（フェーズ毎の目指すべき方向性）を設定し、広く国内外の政府・民間企業・投資家・研究者など関係者に共有することによりイノベーションを加速する目的で、各技術分野における学識経験者・技術者を中心に、内閣府、文部科学省、環境省の協力を得て、2019 年 6 月に策定したものです。

◇温室ガス 46%減へ計画案　施策なく「実現の確度低い」

＜朝日新聞　2021 年 7 月 26 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASP7V64NDP7TULBJ00M.html

政府は 26 日、温室効果ガスの排出削減に取り組む新たな「地球温暖化対策計画」の案を公表した。菅政権が 4 月に掲げた「2030 年度に 13 年度比 46%削減」の目標に向け、産業部門の削減率を従来の 7%から 37%、家庭部門も同 39%から 66%に大幅に引き上げる。50 年の排出実質ゼロに向けた青写真を示した形だが、裏付けとなる施策の詳細は盛り込まれておらず、実現性が問われそうだ。

改定案は 26 日、環境省と経済産業省の専門家会合で示された。今後計画を正式に決め、意見募集して今秋までに閣議決定する。11 月に英国で開かれる国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP26）までに、この計画をもとにした削減目標と対策を国連に提出する。

16 年につくられた現計画は、50 年の温室効果ガスの排出量を 80%削減するために「30 年度に 13 年度比 26%削減」としていた。今回の改定では、菅政権が掲げた「46%削減」目標に合わせるために、現計画からさらに 20%分の削減策を積み増しすることになった。

経産省が今月公表したエネルギー基本計画の素案では、省エネで電力や熱などエネルギー全体の需要を 30 年度に 18%減らし、再生可能エネルギーを今の 2 倍に増やすなどして発電由来の二酸化炭素 CO2（下付き 2）を抑える方針を示している。

環境省幹部「目標は想像以上に難しい」

環境省はこの素案をもとに、産業・業務・家庭・運輸など各部門ごとにガス削減量の内訳を算出した。

産業部門は、従来の計画で 7%減にとどまるとしていたが、5 倍以上の 37%削減とした。

従来は 4 割減らす計画だった家庭部門では、66%の削減をめざす。30 年に新築住宅で平均 20%の省エネを実現させ、すべての照明を LED などの高効率なものに変える。太陽光発電用のパネルを住宅の屋根や荒廃農地などあらゆる場所に設置していく方針だが、住宅にどのぐらい置く必要があるかなどは検討中という。運輸部門は補助制度などの強化で電気自動車の普及を促し、30 年までに新車の乗用車の 5〜7 割をハイブリッド車も含めた次世代自動車にする。

CO2 のほか、代替フロンやメタン、一酸化二窒素なども含めて排出量をほぼ半減させる。

4 月に削減目標を決めた際には、39%分しか裏付ける削減策を積み上げられなかった。政府はその後、省エネと再エネを積み増したが、計画案では実現するための詳細な施策には踏み込めていない。専門家会合では「化石燃料が大勢を占める現状からの転換であることを明記すべき」「国民や自治体が取り組める仕組みや制度を作ってほしい」といった意見が出た。環境省幹部は「46%目標は想像以上に難しく、かなり背伸びした。従来の計画より実現の確度は低いものになった」と話す。

****

[6] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度環境配慮型 CCUS 一貫実証拠点・サプライチェーン構築事業委託業務（固体吸収剤による分離回収技術実証）の公募開始について

＜環境省　2021 年 7 月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/109821.html

CCUS：Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage　分離・貯留した CO2 を利用しようというもの

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（国立公園宿舎施設の省 CO2 改修支援事業、上下水道・ダム施設の省 CO2 改修支援事業））の 2 次公募開始について

＜環境省　2021 年 7 月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/109801.html

****

[7] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十八条第一項の規定に基づく品種登録に係る事項の公示及び同法第二十一条の二第三項の規定に基づく輸出する行為に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 1222 号）

［官報］　令和 3 年 7 月 26 日　本紙　第 540 号　8 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210726/20210726h00540/20210726h005400008f.html

---

◇計量法施行令等の一部を改正する政令（政令第215号）

［官報］ 令和3年7月27日 本紙 第541号 3頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210727/20210727h00541/20210727h005410003f.html

あらまし

・計量法施行令等の一部を改正する政令（政令第215号）（経済産業省）

一 計量法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1 自動はかりのうち「目量が十ミリグラム以上であって、目盛標識の数が百以上のもの」を特定計量器として規定することとした。

2 自動捕捉式はかりのうち「ひょう量が五キログラム以下のもの」以外を使用の制限の特例に係る特定計量器として規定することとした。

二 計量法関係手数料令の一部改正関係（第二条関係）

1 自動捕捉式はかりについて、使用の制限の特例となる範囲を改正することに伴い、検定に係る手数料の額の区分を改定することとした。

2 騒音計に係る検定及び型式承認に要する実費を勘案して、その検定及び型式承認に係る手数料の額を改定することとした。

三 計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令の一部改正関係

自動捕捉式はかりの使用の制限の開始日について、二年延期することとした。（第三条関係）

四 附則関係

この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

五 施行期日

この政令は、令和三年八月一日から施行することとした。

◇特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（経済産業省令第64号）

［官報］ 令和3年7月27日 本紙 第541号 6頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210727/20210727h00541/20210727h005410006f.html

「騒音計」に関する検定検査規則

◇「医療データ人材育成拠点形成事業」の中間評価結果について

＜文部科学省 2021年7月27日＞ http://mailmaga.mext.go.jp/c/af53ac3nyRrwurbH

この度、「医療データ人材育成拠点形成事業」について、中間評価を実施しましたので、その結果をお知らせします。

1.事業の概要

本事業は、医療現場から大規模に収集される多様なデータの利活用を推進し、質の高い医療を実現するため、医療データの活用基盤を構築・運営する人材や医療データを利活用できる人材を育成することを目的としています。

2.中間評価について

中間評価は、選定された２大学の取組の進捗状況や成果等について検証を行い、評価結果を各大学に示し助言をすることにより、適切かつ効果的に事業を推進することを目的としています。

また、本事業は公募要領において、中間評価を実施し４年目以降（最大５年間）の取扱いについて検討することとされていることから、事業の継続的な財政支援の必要性について、確認を行うことも目的としています。

医療データ人材育成拠点形成推進委員会（別添１）において中間評価の実施方法を決定し、書面評価を行ったうえ、現時点での進捗状況や成果等を確認するとともに、当初目的通りの達成が可能か否かについて、評価結果を（別添２）のとおり取りまとめました。

3.添付資料
「医療データ人材育成拠点形成事業」の中間評価結果について
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2021/20210727-mxt_igaku-000017051_1.pdf
****
[8] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***
[開催案内]
・食品安全委員会 農薬第三専門調査会（第10回）の開催について　　８月４日
＜内閣府　2021年7月27日＞
http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/annai/nouyaku_annai_dai3_senmon_10.html
（１）農薬（アブシシン酸）の食品健康影響評価について
（２）その他
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会）　　7月30日
＜厚生労働省　2021年7月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_127713.html
（１）新型コロナワクチンの臨時接種について
（２）その他
・第23回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の開催について　　７月30日
＜厚生労働省　2021年7月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20144.html
（１）新型コロナワクチンの臨時接種について
（２）その他
・第65回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和3年度第14回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）（ペーパーレス、Web会議）の開催について
　　７月30日
＜厚生労働省　2021年7月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20094.html
（１）新型コロナワクチンに関する副反応への対応について
（２）その他
・中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会プラスチック資源循環戦略ワーキンググループ合同会議（第９回）の開催について
　　８月２日
＜環境省　2021年7月26日＞　https://www.env.go.jp/press/109831.html
＜経済産業省　2021年7月26日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210726006/20210726006.html?from=mj
（１）「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について
（２）「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の政省令・告示の策定に向けた検討事項について
（３）その他
・第23回Ｊークレジット制度運営委員会の開催について　　８月３日
＜環境省　2021年7月26日＞　https://www.env.go.jp/press/109837.html
【審議事項】
（１）実施要綱の改定①
・運営委員会の書面開催ケースの限定に係る規定の廃止
（２）実施要綱の改訂②
・認証対象期間を最大2030年度末までとする規定の廃止
（３）実施要綱の改訂③
・審査機関が希少な分野での「審査機関の暫定登録」の拡大
（４）実施規程（プロジェクト実施者向け）の改定
・プログラム型プロジェクトにおける方法論共通規定の例外設定

（５）モニタリング・算定規程（森林管理プロジェクト用）の改定
・地位のモニタリングにおける航空機からのリモートセンシングの容認
（６）方法論 FO-001（森林経営計画）の改定
・「森林の保護」実施時の森林状況確認の義務化、主伐の定義明確化及び主伐面積における伐採率の反映
（７）方法論 EN-S-022（生産設備の更新）の改定および EN-S-003（工業炉の更新）等の廃止
・生産設備方法論への工業炉方法論及び乾燥設備方法論の統合
（８）方法論 AG-004（バイオ炭の農地施用）及び実施要綱の改定
・バイオ炭プロジェクトにおける認証対象期間の考え方の明確化

【報告事項】
（９）ISO 14064-2 改定による影響について
(10) Ｊ－クレジット制度の最近の動向

・「カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション」設立総会を開催します　　7 月 29 日
＜文部科学省　2021 年 7 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af51ac3nsvsYzEbI
＜経済産業省　2021 年 7 月 26 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/07/20210726005/20210726005.html?from=mj
1. 開会
2. 関係省庁による副大臣挨拶
3. 参加機関・幹事機関の紹介
4. 規約等の承認
5. 閉会
設立総会閉会後、ボストン・コンサルティング・グループ及び総合地球環境学研究所による記念講演

・防災科学技術委員会（第 51 回）の開催について　　7 月 30 日
＜文部科学省　2021 年 7 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af51ac3nsvsYzEb0
1. 令和 4 年度概算要求に向けた重点課題の事前評価について（非公開）
2. 日本海地震・津波調査プロジェクト事後評価について
3. その他

・核融合科学技術委員会（第 26 回）開催について　　8 月 2 日
＜文部科学省　2021 年 7 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af51ac3nsvsYzEbN
(1) 核融合発電に向けた国際競争時代における我が国の取組方針（取りまとめ）
(2)「第１回中間チェックアンドレビュー」について（報告書案の審議）
(3) 第 28 回 ITER 理事会及び第 27 回 BA 運営委員会の開催結果について
(4) その他

・第２回地域共生型の地熱利活用に向けた方策等検討会の開催について　　８月 10 日
＜環境省　2021 年 7 月 27 日＞　https://www.env.go.jp/press/109819.html
（１）地域共生型の地熱利活用に向けた温泉法及び自然公園法の運用等に係る考え方について
（２）その他

・総合資源エネルギー調査会第８回発電コスト検証ＷＧ　　7 月 29 日
＜経済産業省　2021 年 7 月 27 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/41308
1. 発電コスト検証に関する取りまとめ（案）

・基礎研究振興部会（第６回）の開催について　　８月 2 日
＜文部科学省　2021 年 7 月 27 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af53ac3nyRrwurbF
1. 部会長の選任等について（非公開）
2. 運営規則等について（非公開）
3. 部会の主な審議事項等ついて
4. アジア太平洋数理・融合研究戦略検討会の報告書について

5. 世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）について
6. その他

・商船系大学における海事人材育成に関する懇談会（第２回）配布資料　　7 月 30 日
＜文部科学省　2021 年 7 月 27 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af53ac3nyRrwurbI
1. 我が国における海事人材育成について
2. その他

[開催記録、報告、資料等]

・第２回　日本バイオアッセイ研究センターにおける試験手順書からの逸脱行為事案による規制等への影響評価に関する検討会　議事録　　６月 22 日
＜厚生労働省　2021 年 7 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=DfZRnKxUZiy-3nmfY
・疾病・障害認定審査会（感染症・予防接種審査分科会新型インフルエンザ（A/H1N1）予防接種健康被害調査部会）審議結果　　7月27日
＜厚生労働省　2021年7月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20102.html
・感染症・予防接種審査分科会予防接種健康被害再審査部会　審議結果　　7月27日
＜厚生労働省　2021年7月27日＞　https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20100.html
・これからの労働時間制度に関する検討会　第１回資料　　７月 26 日
＜厚生労働省　2021 年 7 月 26 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=_QahbFykltxOLoVvY
(1)裁量労働制に関する現状等について
(2)その他

・中央教育審議会大学分科会（第 162 回）配布資料　　７月 21 日
＜文部科学省　2021 年 7 月 26 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/af51ac3nsvsYzEbJ
1. 大学設置基準の一部改正について
2. 大学院設置基準等の一部改正について
3. 魅力ある地方大学の在り方について
4. 高校生等が科目等履修生として大学の単位を履修した際の修業年限の通算について
5. 「大学入試のあり方に関する検討会議 提言」について
6. その他

****

[9] ***その他***

◇インフルエンザ、感染症関係

・マラリアワクチン開発へ　２２年末までに治験開始―独ビオンテック
＜時事ドットコム　2021 年 7 月 27 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2021072700237&g=int

ドイツのバイオ医薬品企業ビオンテックは２６日、マラリアワクチンの研究開発を行い、２０２２年末までの臨床試験（治験）開始を目指すと発表した。米ファイザーと共同開発した新型コロナウイルスワクチンと同様、遺伝情報を伝える物質「メッセンジャーＲＮＡ（ｍＲＮＡ）」を活用する。

マラリアワクチンは、英製薬大手グラクソ・スミスクラインの製品もあるが、ビオンテックは一段と有効性の高いワクチンの開発を目指す。英オックスフォード大学の研究チームも治験を実施中だ。

マラリアは蚊によって媒介され、発熱などの症状を引き起こす感染症。世界保健機関（ＷＨＯ）によると、１９年には推定４０万人以上が死亡し、その多くはアフリカ地域の５歳未満の子どもだった。

ビオンテックはＷＨＯなどの支援を受け、アフリカでのワクチン生産施設の整備についても検討を進める。

◇新化学物質、化学物質新利用技術等

・ガソリンと同じ成分作る植物プランクトン発見
＜NHK　2021 年 7 月 27 日＞
https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210726/k10013159751000.html?utm_int=all_side_ranking-social_003

◇*その他*

・河野行革相要請の「ファクス廃止」、霞が関が抵抗…「国会対応で必要」など反論４００件

＜読売新聞　2021 年７月 26 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/politics/20210726-OYT1T50312/

河野行政・規制改革相が旗を振る省庁のファクス廃止が難航している。各省庁からは国会対応などを理由に約４００件の反論が寄せられ、霞が関の根強い「ファクス文化」が浮き彫りになった。河野氏は行政のデジタル化を推進するため、粘り強く取り組む考えだ。

河野氏は昨年９月の就任以降、行政手続きの押印廃止をほぼ達成した。次に狙いを定めたのがファクス廃止だ。内閣官房は今年６月、ファクスの原則廃止を打ち出し、できない場合は理由を報告するよう全省庁に求めた。河野氏も「惰性で使うのはやめてメールに切り替えて」と呼びかけた。

これに対し、省庁側からは「メールはサイバー攻撃による情報流出の懸念がある」「地方の出先機関では通信環境が整っていない」などとファクスの継続使用を求める意見が相次いだ。災害時などに限って認める考えだった河野氏にとっては、目算が外れた形だ。

廃止に消極的な理由として国会対応も挙がった。議員側とはファクスを通じてのやりとりが多く、「役所側だけでは変えられない」というわけだ。河野氏は７月に入り、衆参両院の議院運営委員会に協力を依頼したが、どこまで効果が上がるかは不透明だ。

****

[付録]

◇消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（政令第 214 号）　　*上記［1］関係*

［官報］　令和３年７月 27 日　本紙　第 541 号　2～3 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210727/20210727h00541/20210727h005410002f.html

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　　御　璽

令和３年７月 27 日　　内閣総理大臣　　菅　　義偉

政令第 214 号

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第二条第四項及び第五十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号及び第五号を削り、第六号を第二号とし、第七号から第九号までを削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年八月一日から施行する。

（点検等に関する経過措置）

第二条　この政令による改正前の別表第三に掲げる製品のうちこの政令による改正後の別表第三に掲げられていないもの（次条において「除外対象製品」という。）であってこの政令の公布の日前に消費生活用製品安全法第三十二条の三第二号に規定する点検期間（以下「点検期間」という。）の始期が到来しているもの及び同日から起算して一年を経過する日までの間に点検期間の始期が到来するもの（この政令の施行前に同法第三十二条の十五の規定による点検が行われたもの及びその点検期間が経過しているものを除く。）並びに当該製品の製造又は輸入をその事業として行った者については、それぞれ同法第二条第四項に規定する特定保守製品（次条において「特定保守製品」という。）及び同法第三十二条の二第一項に規定する特定製造事業者等とみなして、同条第二項において準用する同法第七条から第九条までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）、同法第三十二条の九から第三十二条の十三まで及び第三十二条の十五の規定並びに同法第三十二条の十六（同法第三十二条の九から第三十二条の十一まで、第三十二条の十二第一項、第三十二条の十三及び第三十二条の十五に係る部分に限る。）の規定（当該規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（製品の所有者への周知）

第三条　この政令の施行前に除外対象製品の製造又は輸入をその事業として行った者（当該事業の全部の譲渡しがあり、又は当該者について相続、合併若しくは分割（当該事業の全部を承継するものに限る。以下この条において同じ。）があったときは、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人）は、その製造又は輸入に係る除外対象製品（前条に規定するもの並びにこの政令の施行前に消費生活用製品安全法第三十二条の十五の規定による点検が行われたもの及びその点検期間が経過しているものを除く。）の所有者（当該事業者が当該除外対象製品に係る同法第三十二条の四第三項に規定する所有者情報を保有するものに限る。）に対して、当該除外対象製品が特定保守製品から除外されたことについて周知をしなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第四条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　　梶山　弘志
内閣総理大臣　　菅　　義偉

◇経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令（経済産業省令第 62 号）　*上記［1］関係*

［官報］　令和３年７月 27 日　本紙　第 541 号　3～53 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20210727/20210727h00541/20210727h005410003f.html

○経済産業省令第 62 号

消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百十四号）の施行に伴い、並びに消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の二第一項第二号及び第三十二条の十五の規定に基づき、経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令を定める。

令和３年７月 27 日　　経済産業大臣　　梶山　弘志

経済産業省関係特定保守製品に関する省令の一部を改正する省令

経済産業省関係特定保守製品に関する省令（平成二十年経済産業省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
附　則	**附　則**
第一条・第二条　［略］	**第一条・第二条**　［略］
（点検通知に関する経過措置）	
第三条　消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百十四号）附則第二条の規定により適用される法第三十二条の十二第一項の規定に基づく通知を行う場合における第十条の規定の適用については、同条第二項中「次の事項」とあるのは、「第一号から第三号までに掲げる事項」とする	［新設］
別表第一（第四条関係）	**別表第一**（第四条関係）
［削る］	一　半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器□□□□□
［削る］	二　開放燃焼式ガス瞬間湯沸器
［削る］	三　密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器
一　石油給湯機	四　石油給湯機
［削る］	五　半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま
［削る］	六　密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま
二　石油ふろがま	七　石油ふろがま

［削る］ ［削る］ ［削る］	八　ビルトイン式電気食器洗機 九　密閉燃焼式石油温風暖房機 十　浴室用電気乾燥機
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条、第十二条、第十三条関係）

特定保守製品の区分	型式の区分		点　検　基　準	
	要素	区分	点検項目	点検内容
石油給湯機	共通の事項	一	燃焼制御装置の状態	機器への燃料供給を停止して断火させた場合、燃焼を停止すること。
			排気筒又は給排気筒の先端の設置状態	排気筒又は給排気筒の先端が屋外に出ていること。
			機器及び排気筒又は給排気筒先端周辺の可燃物の有無	機器周辺又は排気筒若しくは給排気筒の先端の周辺に可燃物（建物その他の構造物は除く。）がないこと。
			機器と排気筒又は給排気筒の接続部の状態	⑴ 機器と排気筒又は給排気筒が確実に接続されていること。 ⑵ 機器と排気筒又は給排気筒の接続部に孔あきその他の接続の不具合がないこと。
			対震自動消火装置の状態	対震自動消火装置の回路を遮断した場合、燃焼を停止すること。
			機器と燃料配管の接続部の状態	機器と燃料配管の接続部から燃料漏れがないこと。
			機器の燃料通路部	機器の燃料配管から燃焼部までの燃料通路部のうち、燃料の出口以外の部分から燃料漏れがないこと。
			水通路部の状態	水通路部又はその接続口から水漏れがないこと。
			燃焼状態	燃焼中に火炎の拡大、逆火、目に見える煙の発生その他の燃焼に関する異常がないこと。
			機器の外観	⑴ 機器本体に損傷がないこと。 ⑵ 差し込みプラグにほこりが堆積していないこと
	給湯の方式	⑴二缶二水路式のもの	空だき防止装置の状態	浴槽に水を入れないで運転した場合、燃焼しないこと。
		⑵その他のもの	―	―
	加熱形態による種類	⑴瞬間形のもの	点火装置及び消火装置の状態	⑴ 点火時に異常がないこと。 ⑵ 給湯の停止時に速やかに消火されること又は残火がないこと。
		⑵その他のもの	―	―

	過熱防止装置	⑴サーミスター式のもの	過熱防止装置の状態	サーミスターの抵抗値が温度に応じて適切に変動すること。
		⑵バイメタル式のもの	過熱防止装置の状態	バイメタルスイッチの回路を遮断した場合、燃焼が停止すること。
	給排気の方法	⑴ 強制給排気式のもの	給排気筒の状態	⑴ 給排気筒が外れていないこと。 ⑵ 給排気筒の接続部のロックが外れていないこと。 ⑶ 給排気筒に変形又は損傷がないこと。 ⑷ 給排気筒の先端がほこり、板その他の異物により閉塞していないこと。
		⑵ 屋外用	開放式のもの	排気口の状態排気口がほこり、板その他の異物により閉塞していないこと。
		⑶ その他のもの	排気筒の状態	⑴ 排気筒が外れていないこと。 ⑵ 排気筒に変形や損傷がないこと。 ⑶ 排気筒の先端がほこりその他の異物により閉塞していないこと。
石油ふろがま	共通の事項	一	排気筒先端の設置状態（構造上確認できない箇所に設置されているものを除く。）	排気筒先端が屋外に出ていること。
			機器及び排気筒先端周辺の可燃物の有無	機器周辺又は排気筒先端の周辺に可燃物（建物その他の構造物は除く。）がないこと。
			機器と排気筒の接続部の状態	⑴ 機器と排気筒が確実に接続されていること。 ⑵ 機器と排気筒の接続部に孔あきその他の接続の不具合がないこと。
			耐震自動消火装置の状態	耐震自動消火装置の回路を遮断した場合、燃焼を停止すること。
			機器と燃料配管の接続部の状態	機器と燃料配管の接続部から燃料漏れがないこと。
			機器の燃料通路部	機器の燃料配管から燃焼部までの燃料通路部のうち、燃料の出口以外の部分から燃料漏れがないこと。
			水通路部の状態	水通路部又はその接続口から水漏れがないこと。
			燃焼状態	燃焼中に火炎の拡大、逆火、目に見える煙の発生その他の異常がないこと。
			空だき防止装置の状態	浴槽に水を入れないで運転した場合、燃焼しないこと。
			機器の外観	⑴ 機器本体に損傷がないこと。 ⑵ 差し込みプラグにほこりが堆積していないこと。
	燃焼方式	⑴ 圧力噴霧式のもの	燃焼制御装置の状態	機器への燃料供給を停止して断火させた場合、燃焼を停止すること。

		⑵その他のもの	―	―
	給排気の方法	⑴ 屋外	開放式のもの	排気口の状態排気口が板、ほこりその他の異物により閉塞していないこと。
		⑵ その他のもの	開放式のもの排気筒の状態	⑴ 排気筒が機器から外れていないこと。 ⑵ 排気筒に変形又は損傷がないこと。 ⑶ 排気筒の先端が板、ほこりその他の異物により閉塞していないこと。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百十四号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定により適用される法第三十二条の十五の規定に基づく点検を実施する場合におけるこの省令による改正前の経済産業省関係特定保守製品に関する省令別表第二の規定の適用については、なお従前の例による。

********** 以上 **********